

発電電力売却契約書（案）

東大阪都市清掃施設組合（以下「発注者」という。）は、第四工場及び第五工場に設置する発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する余剰電力の売却（件名 令和7年度 東大阪都市清掃施設組合発電電力売却）について、次のとおり契約を締結するもの。

（受給電力の供給）

- 第1条 発注者は、発電設備における発生電力に余剰がある場合、発注者はその電力（以下「余剰電力」という。）のうち、非再生可能エネルギー電気相当電力の供給（以下「受給電力」という。）として、買受者（以下「受注者」という。）に全量売却する。
- 2 発注者の発電電力は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）により、再生可能エネルギー電気は、一般送配電事業者に引き渡すものとする。
 - 3 契約期間内の売却電力量が、予定売却電力量に比べて増減がある場合でも、発注者は受注者にその受給電力を全量売却するものとし、契約単価についても変更を行わないものとする。

（受給地点、電気方式等）

- 第2条 前条に定める受給電力の受給地点、電気方式、周波数及び標準電圧は、発電電力売却仕様書第5項のとおりとする。

（供給及び契約期間）

- 第3条 供給期間は、令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時までとし、契約期間は、契約締結日から供給期間満了日までとする。

（契約金額）

- 第4条 第13条により定められた時間帯区分に応じた単価契約（消費税及び地方消費税相当額含む）とする。
- | | | |
|-----------------|---|------------|
| 一 重負荷時間帯電力量料金単価 | 円 | 銭（1kWh当たり） |
| 二 昼間時間帯電力量料金単価 | 円 | 銭（1kWh当たり） |
| 三 夜間時間帯電力量料金単価 | 円 | 銭（1kWh当たり） |

（電力供給上の協力）

- 第5条 発注者及び受注者は、この契約に係る電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常に保つ等、相互に協力するものとする。
- 2 発注者は受注者の要求に基づき、余剰電力供給計画を受注者に供給するものとする。ただし、発注者が提供する余剰電力供給計画については、年間計画、月間計画及び週間計画までとし、週間計画にあつては毎週2週間分（各日1時間単位）の余剰電力量を提供するものとする。
 - 3 余剰電力量が余剰電力供給計画のそれとかけ離れる事態が生じた場合、或いは生じる恐れがある場合は、発注者は受注者に対し通知するものとする。なお、通知方法については発注者と受注者による協議のうえ、定めるものとする。
 - 4 余剰電力供給計画の計画値と実績値の差分電力量（インバランス）について、一般送配電事業者との間に生じる調整、手続き及び費用負担は受注者が行うものとする。
 - 5 発注者は売却する受給電力量の安定に努力するものとする。

（託送供給契約）

- 第6条 受給電力の供給のために別途受注者と一般送配電事業者との託送供給が必要となる場合は、受注者は受注者の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で託送供給契約を遅滞

- 無く締結するものとする。
- 2 発注者は発電事業者として、一般送配電事業者の託送供給等約款を遵守するものとする。
 - 3 接続検討の申し込みについては、発注者が行うものとする。
発注者は、受注者が託送供給契約を締結する際に、本契約の契約期間に限り、受注者が接続検討回答書を必要な範囲内で使用することを認めるものとする。
 - 4 託送供給契約に必要な一般送配電事業者による設備工事等の費用負担が生じた場合は、発注者が負担するものとし、本契約の履行に必要な受注者による設備工事等の費用負担が生じた場合は、受注者が負担するものとする。

(再生可能エネルギー発電設備からの電力供給契約等)

第7条 発注者は、発注者の発電設備から発生した余剰電力のうち、再生可能エネルギー電気を一般送配電事業者に引き渡すため、再エネ特措法第16条に基づき、一般送配電事業者と特定契約を遅滞なく締結するものとする。

(発電量調整供給契約)

第8条 受注者は、FITインバランス特例制度を適用した電気事業法、再エネ特措法に基づく計画値同時同量制度における発電契約者として、発注者の発電設備を含む発電バランスンググループ又は特例発電バランスンググループを形成し、受注者の責任と負担で一般送配電事業者と適切な内容で発電量調整供給契約を締結するものとする。
なお、発電契約者とは、「一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者」をいい、発注者は発電契約者にはならないものとする。

- 2 受注者は発電契約者として、計画値同時同量制度における発電計画等の各種計画を作成し、電力広域的運営推進機関に提出するものとする。
ただし、電気事業法第29条に基づく供給計画については、発注者が電力広域的運営推進機関に提出するものとする。

(受給電力供給の中止又は制限)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、受給電力の供給を中止又は制限できるものとする。

- (1) 一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により、発注者が受給電力を供給出来ない場合
- (2) 発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合
- (3) その他保安上の必要がある場合

(受給電力受電の中止又は制限)

第10条 受注者は、一般送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修等により受給電力を受電出来ない場合、受給電力の受電を中止又は制限できるものとする。

(契約の保証)

第11条 受注者は、契約締結後10日以内に、契約単価に予定売却電力量を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証契約を締結したときは契約保証金を免除とする。

- 2 契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。
- 3 契約保証金には利子は付さない。
- 4 債務不履行及び第19条による契約の解除が行われた場合、契約保証金は、第21条第2項に定める発注者に生ずる損害の賠償に充当する。

(受給電力量の計量及び検針)

第12条 発注者、受注者間の受給電力量を含む余剰電力量の計量は、原則として第2条に定める受給地点において、一般送配電事業者の取引用電力量計を介して行うものとする。

- なお、取引用電力量計の設置、変更が必要な場合は、発注者がこれを行うものとする。
- 2 一般送配電事業者の取引用電力量計とは別に、受注者独自の計量装置、通信設備等を設置する場合は、発注者の承諾の下、受注者の責任と負担でこれを行うものとする。
 - 3 取引用電力量計に不具合が生じた場合は、その期間内の受給電力量について、その都度発注者と受注者による協議のうえ、これを定めるものとする。
 - 4 第1項にて定める取引用電力量計（別紙2の電力量計A）の検針は、毎月末日24時に一般送配電事業者が行うものとし、発注者及び受注者はその結果について、互いに確認するものとする。
なお、受給電力量の算出に必要な各発電設備の電力量計（別紙2の電力量計B、C、D）の検針については発注者が行うものとする。
 - 5 受注者は必要があるときは、発注者に対して臨時検針、発電場所への立ち入り等を求めることができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。

（受給電力量の区分算定）

第13条 第12条により計量された余剰電力量は、次のとおり区分算定する。

- (1) 重負荷時間帯電力量
余剰電力量のうち、7月1日から9月30日までの期間の毎日10時から17時までの時間帯における余剰電力量。
ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に該当する時間帯を除く。
 - (2) 昼間時間帯電力量
余剰電力量のうち、毎日8時から22時までの時間帯における余剰電力量。
ただし、重負荷時間帯及び日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日の該当する時間帯を除く。
 - (3) 夜間時間帯電力量
余剰電力量のうち、重負荷時間帯及び昼間時間帯以外の時間帯における余剰電力量。
- 2 前項の各時間帯電力量は、次のとおり区分算定する。なお、各発電設備による余剰電力量の算出方法については別紙3を参照すること。
- (1) 再生可能エネルギー電気相当電力量
第五工場太陽光発電設備による余剰電力量と第五工場バイオマス発電設備（バイオマス分）による余剰電力量の合計とする。
 - (2) 受給電力量（非再生可能エネルギー電気相当電力量）
第五工場バイオマス発電設備（非バイオマス分）による余剰電力量と第四工場から第五工場への逆潮分による余剰電力量の合計とする。

（料金の算定及びその支払い）

- 第14条 原則として、料金の算定及びその支払いについては次のとおりとするが、再エネ特措法等関係法令の規定に反しないことを相互に確認し、変更の必要があるときは発注者と受注者による協議のうえ、これを行うことができるものとする。
- 2 受注者は毎月、発注者から得た受給電力量に対する電力量料金を発注者に支払うものとする。電力量料金は、第13条の2(2)の受給電力量に対し、第4条に定めた時間帯区分ごとの電力量料金単価（消費税及び地方消費税相当額を含む）を乗じて得た電力量料金の合計とする。
 - 3 前項の時間帯区分ごとの電力量料金は、1円単位まで有効とし、1円未満は切り捨てるものとする。
 - 4 発注者は、第2項により算定された電力量料金を算定月の翌月末日までに受注者に請求し、受注者は算定月翌々月の20日までに発注者に支払うものとする。
 - 5 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに電力量料金を支払わない場合は、当該未払い金額に対して支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で算定される遅延利息を支払わなければならない。
 - 6 契約期間中に電気事業法等の関連法令が改正されるなど、料金の算定及びその支払いについて変更の必要があるときは、発注者と受注者による協議のうえ、これを行うことがで

きるものとする。

(発電インバランス発生時のインバランス料金精算等について)

- 第15条 受注者は第5条第3項、第4項の発電インバランスが発生した場合であっても、発注者から受給した電力量は全量買取し、第4条、第12条、第13条、第14条に基づき電力量料金を発注者に支払うものとする。
- 2 一般送配電事業者との間に生じるインバランス料金の精算等に係る一切の手数料及び費用は、受注者が負担するものとする。

(託送料金の発電側課金に関する事項について)

- 第16条 経済産業省において検討されている託送料金の発電側課金については、一般送配電事業者の定める発電量調整供給契約等に基づくものとする。
- 2 発電側課金の支払いについては、電力量料金との相殺処理を行わず、個別請求によるものとする。

(環境価値について)

- 第17条 落札者が買い取る電力について、非FIT非化石価値は全て落札者に帰属するものとする。
- 2 本組合は電事法上の発電事業者であるが、日本卸電力取引所の非化石価値取引会員ではないため、非FIT非化石電源に係る認定業務の一切は落札者にて行うこと。
 - 3 本組合は落札者の求めに応じ、非FIT非化石価値の電力量認定手続きに必要な情報を速やかに提供するものとする。
 - 4 第四工場においては毎月のごみ質分析を実施しないため、全量を「再エネ指定なし」とすること。

(関係法令における必要書類等の提出について)

- 第18条 発注者は、電気事業法、再エネ特措法等関係法令における必要書類等を受注者の必要に応じて受注者に提出するものとする。

(記録)

- 第19条 発注者、受注者は、受給電力の売却、購入について記録し、それぞれの要求により、その写しを送付するものとする。

(発注者の契約解除権)

- 第20条 発注者は、必要があるときは受注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 発注者は、受注者が正当な理由無く次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。
 - (1) 期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。
 - (2) 契約履行の着手を遅延したとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (4) 監督官庁から営業許可等の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) この電力受給の承継について、発注者が承認しかねるとき。
 - (6) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
 - 3 前項の規定は、受注者の責任による事由により履行不能となった場合について、これを準用する。
 - 4 本条の契約解除は、第14条第5項に規定する遅延利息の徴収を妨げないものとする。

(受注者の契約解除権)

- 第21条 受注者は発注者が契約を履行しないとき、全部又は一部の契約解除を請求することができるものとする。
- 2 受注者は、発注者が正当な理由無く次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約における電力受給を行い得ないと認められるとき。
- (2) この電力受給の承継について、受注者が承認し兼ねるとき。
- (3) 前各号のほか発注者がこの契約に違反し、受注者がその是正を求めるも、発注者が直ちにその是正のための措置を講じようとしなるとき。

(損害賠償)

- 第22条 発注者又は受注者は、第9条、第10条に定める場合を除き、この受給電力の供給に伴い相手方若しくは一般電気事業者及び第三者に対し、損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとする。
- 2 第20条の規定に基づき、この契約を解除する場合、受注者は発注者に対し、解約により生じた発注者の損害を賠償するものとする。
 - 3 第21条の規定に基づき、この契約を解除する場合、発注者は受注者に対し、解約により生じた受注者の損害を賠償するものとする。

(契約の変更)

- 第23条 第14条に定める事項を除き、この契約に定める事項について変更する必要がある場合は、発注者と受注者による協議のうえ、これを行うことができるものとする。

(権利譲渡等の制限)

- 第24条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 発注者は、この契約により生ずる権利義務を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、受注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(窓口)

- 第25条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関する連絡窓口を定め、その者の氏名及び所属部署を互いに通知するものとする。
- 2 この契約の履行に関する連絡は、前項に定める連絡窓口宛に為すことを以って、発注者又は受注者に到達したものと見なす。

(契約の承継)

- 第26条 発注者又は受注者が第三者と合併し、或いは自己の事業の全体若しくはこの契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、この契約に定める諸条件をその後継者に承継せしめ、かつ相手方に対して後継者による義務の履行を保証するものとする。
- 2 前項に関し、第三者に譲渡するときは、発注者及び受注者は事前に協議を行うものとする。

(守秘義務)

- 第27条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後、又はこの契約の解約後においても同様とする。
- ただし、法律その他所定の手続きにより開示する場合は、この限りでない。

(談合その他の不正行為に対する措置)

- 第28条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除するかどうかにかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約は支払金額とする。）の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納

付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- (2) 納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) その他、受注者が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
 - 3 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（暴力団等の排除に伴う契約の解除）

第29条 発注者はこの契約の履行期間中において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 発注者が前項により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者にその賠償を請求することができる。

（遵守事項）

第30条 受注者は、この契約に明記されていない事項であっても、余剰電力の供給上、当然必要な事項については、発注者の指示に従うものとする。

（その他の事項）

第31条 本契約条項及び発電電力売却仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者

と受注者による協議のうえ、これを定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東大阪市水走4丁目6番25号
東大阪都市清掃施設組合
管理者 野田 義和

受注者